

# 令和4年度事業計画

1 法人運営事業および地域福祉推進事業	
<p>(1) 法人運営事業          本会は、旭区の地域福祉の推進を目的としたさまざまな事業を実施しています。地域住民の身近な親しみやすい施設として、地域住民が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、支援拠点としての活動を推進していきます。</p>	
① 会員の拡充	組織構成会員、賛助会員を拡充に努め、地域福祉の推進に向けた事業実施のため安定した財源確保につなげます。
② 広報活動の充実	<p>ア 広報紙（旭区社会福祉協議会だより「あさひ」）を年4回発行</p> <p>イ ホームページやフェイスブックの活用による広報の充実</p> <p>ウ パンフレットの改訂</p> <p>エ しょうぶちゃんマップの改訂</p>
③ 地域交流会	地域の活動者同士の交流を深める場を設け、地域福祉の推進を図ります。
④ 共同募金運動への協力	共同募金の広報周知、募金案内などに取り組み、地域福祉の財源確保をめざします。
⑤ 車いす貸し出し事業の実施	車いすの短期間貸出しをします。
<p>(2) 善意銀行の運営          広く区民のみなさんや企業の方などから善意の金銭や物品の預託を募り、地域福祉の向上・推進のため、地域福祉活動支援等に活用します。</p>	
<p>(3) 福祉基金の運営          旭区内の福祉施策の充実に向けて適切な助成や支援に努めます。また、今後支援等が必要と思われる対象についても検討していきます。</p>	
① ボランティア応援資金	ボランティア団体等の運営支援助成金として活用します。
② あさひパーソナルサポート事業	緊急時に食糧等を現物で提供する事業を実施し、必要に応じて調理に必要な器材の貸出しを行います。
<p>(4) 地域福祉推進のための事業拡充          地域住民に身近な「地域福祉の中核的な推進役」として事業の推進を図ります。</p>	
① 校下社会福祉協議会への支援	<p>ア 地域福祉活動の状況把握と支援や情報提供</p> <p>イ 地域福祉活動にかかわる役員・活動者等を対象した研修会等の開催および支援</p> <p>ウ 広報・啓発</p> <p>エ コロナ禍の中での地域福祉活動支援・情報発信</p>
② 高齢者福祉の推進	<p>ア 高齢者の居場所づくりにかかる支援</p> <p>イ 認知症カフェへの活動支援</p> <p>ウ キャラバン・メイト連絡会への活動支援</p> <p>エ 旭しょうぶ大学の開催、旭しょうぶ大学OB会への活動支援</p> <p>オ 旭しょうぶ大学OB会との協働による「ちょこっとボランティアグループ」への支援</p>

③ 障がい者福祉の推進	<p>ア 和んで座談会の活動支援</p> <p>イ 自立支援協議会、旭こころネットへの参画</p> <p>ウ 就労継続支援事業所などの物品スペースとしての活用</p>
④ 児童福祉・子育て支援活動の推進	<p>ア 旭区子育てサロン連絡会の開催</p> <p>イ あさひ子育て安心ネットワーク会議への活動支援</p> <p>ウ マタニティカフェへの活動支援</p> <p>エ こども食堂団体の立上げ・活動継続支援</p> <p>オ こどもカフェへの活動支援</p> <p>カ こども包括事業推進に向けた取組み</p>
⑤ 生活困窮者等への支援	<p>ご家庭や企業で余っている食品等を持ちよっていただき、必要としている方や団体等に提供するフードドライブを実施します。</p>
⑥ 調査・研究活動の強化	<p>地域アセスメントをはじめ、アンケート、ヒアリング等により、福祉ニーズの調査・研究を行います。</p>
⑦ 研修会等の開催	<p>地域福祉活動者の意欲向上や活動が生きがいにつながることを目的とした研修会を開催します。</p>
⑧ ミニミニ図書スペースの設置	<p>介護や認知症、子育てなど福祉関係の本や講座等のちらしなどを設置し、情報提供を強化します。</p>
⑨ 地域福祉推進のための連絡調整事業の実施	<p>ア 社会福祉施設連絡会の開催</p> <p>イ 地域課題の整理および関係機関との連絡調整</p>
<p>(5) ボランティア・市民活動の推進・地域福祉推進基金事業</p>	
① ボランティア・市民活動センターの運営	<p>運営委員会を開催し、センター運営について検討していきます。</p>
② ボランティア・市民活動への支援	<p>ボランティア・市民活動への支援をします。</p> <p>ア 情報提供</p> <p>イ ボランティア活動の需給調整</p> <p>ウ ボランティア・市民活動への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研修会、ボランティア交流会の開催</li> <li>・しょうぶ大学の開催、しょうぶ大学OB会への活動支援</li> <li>・しょうぶ大学OB会との協働による「ちょこっとボランティアグループ」への支援</li> <li>・ボランティア・市民活動センターのオープンスペースの提供</li> <li>・コロナ禍で止まっている活動の再開を支援</li> </ul>
③ 講座の開催	<p>初級手話講習会、ボランティア養成講座、今後オンラインでの活動を展開していくためのZOOM活用講座等の開催</p>
④ 広報・啓発活動	<p>ボランティア・市民活動センターだよりの発行 年4回</p>

<p>⑤ 多様な活動者・団体との連携・協働</p>	<p>ア カフェ活動の連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症カフェ</li> <li>・マタニティカフェ</li> <li>・男のカフェ</li> <li>・こどもカフェ</li> </ul> <p>イ 連絡会の連携・協働</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援「あさひの輪」定例会の開催</li> <li>・自立支援協議会への参画</li> </ul>
<p>⑥ 福祉教育・防災教育の推進</p>	<p>小中高校生および大学生、地域住民を対象とした講座等の開催</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・車いす、アイマスク、高齢者擬似体験、共生をテーマとしたプログラムの実施</li> <li>・認知症サポーター養成講座</li> <li>・オンライン開催によるプログラムの実施</li> </ul>
<p>⑦ 区災害ボランティアセンターの設置及び運営について</p>	<p>ア 災害ボランティアセンターの運営ボランティア養成講座の開催</p> <p>イ 災害時備蓄品の保管スペースの設置</p> <p>ウ 福祉避難所としての活用</p>

## 2 介護保険法による事業

### (1) 地域包括支援センター事業

当区では大阪市の公募により3か所の地域包括支援センターが設置され、本会では、旭区圏域（大宮地域、高殿地域、高殿南地域）を受託し、高齢者が住み慣れた地域で、尊厳あるその人らしい生活が継続できるよう、できる限り要介護状態を予防するための介護予防サービスを適切に確保するとともに、要介護状態となっても高齢者の状況に応じて必要なサービスが切れ目なく提供される「地域包括ケア」体制を確立することを目的として次のとおり実施します。

<p>① 総合相談支援支援業務および権利擁護業務</p>	<p>当圏域の総合相談窓口（旭陽ランチ）との連携を図り、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定のために必要な援助、支援を行うことにより、その保健医療の向上、および福祉の増進を包括的に支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ア 地域におけるネットワーク構築業務</li> <li>イ 実態把握業務</li> <li>ウ 総合相談業務</li> <li>エ 権利擁護業務</li> <li>オ 地域ケア会議</li> </ul>
<p>② 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</p>	<p>地域の高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができるよう、ケアマネジャーが主治医や多職種協働を図り、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための支援を行います。</p>
<p>③ 家族介護支援事業</p>	<p>介護を要する高齢者を在宅で介護している家族を支援するため、在宅介護に関する情報交換・意見交換を行う機会の提供等を通じて家族介護者の介護負担の軽減および心身のリフレッシュを図り、家族介護者および地域住民に対し、適切な介護知識・技術・各種サービスの利用方法および認知症の理解を深めるとともに、当事者組織の育成・支援を図ります。</p>
<p>④ 介護予防・日常生活支援総合事業 (第1号介護予防支援事業)</p>	<p>要支援者自身の能力を最大限生かしつつ、利用者の状態やニーズに応じて適切なサービスが受けられるよう、介護予防ケアプラン作成にかかる一連の過程を通じて、包括的かつ効果的に実施されるよう援助を行い、事業対象者が要介護・要支援状態となることを予防します。</p>

(2) 介護予防事業

65歳以上の方の自立した自分らしい生きがいや自己実現に向けた支援のため、10地域でなにも元気塾を開催します。受講生へのアンケートを講座の初回と最終回におこない、受講成果をはかります。

(3) 居宅介護支援事業

介護保険法による要介護・要支援認定を受けた高齢者に対し、効果的なサービス利用のためのケアプランの作成を行います。

3 市・区・市社協からの事業受託による事業

(1) 旭区生活支援体制整備事業

生活支援・介護予防サービスの充実とともに高齢者の社会参加の推進を図ることを目的として、生活支援コーディネーターを配置し、地域資源の把握・ネットワーク化や地域資源・サービスの開発など、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けて取り組みます。新たに、包括圏域ごとに担当する生活支援コーディネーターを配置し、さらなる事業の推進に取組みます。

① ニーズと地域資源の把握・ネットワーク化	旭区生活支援体制整備事業協議体推進会議を開催し、区内の高齢者に関する課題共有や必要な資源創出に向け検討します。
	日常生活圏域単位ごとに旭区生活支援体制整備事業第2層協議体推進会議を開催し、地域に住む高齢者に関する課題共有や必要な資源創出に向け検討します。
	地域のニーズに応じて、協議体ワーキング会議を開催し、地域に必要な地域資源の立ち上げに向けて検討します。
	小地域単位もしくは日常生活圏域単位で、地域住民を対象とした座談会等を開催し、ニーズや地域資源の把握に取り組みます。
	「令和3年度 ちょっと聞きたい座談会」で聞き取った内容および新たに把握した地域情報を細かく分析し、継続して地域アセスメントに取り組みます。
② 地域資源・サービス開発	定期的にお買い物ツアーを実施するなど、高齢者の私的な外出時の付き添いをサポートできる支援体制の構築に取り組みます。
	旭区3地域包括支援センターや旭区理学療法士会と協働し、「あさひあったか通信 増刊号」を活用した介護予防に関する啓発行事を企画し開催します。
	スマートフォン講座の開催など、オンラインを活用した新たな地域のつながりづくりに向けて取り組みます。
③ 活動の場の発掘・開発	2階を活用し、男のカフェ「火の鳥」を定期的で開催します。また地域の会館や社会福祉施設等での出張カフェの定期的な開催をめざし、活動の幅を広げるための啓発に取り組みます。
	コミュニケーション麻雀体験会開催の他、地域で実施されている既存のサロンや社会福祉施設等での活用を図り、新たな居場所づくりをめざします。また、出張麻雀を行える体制づくりに取り組みます。
	おとなのランチ会やお寺de喫茶など、地域の会館や集会所だけでなく、地域に馴染みのある既存の場所を活用した居場所づくりに取り組みます。
	地域活動やボランティア活動の新たな立ち上げ支援・調整、コロナ禍で休止している地域活動等の再開に向けた支援を行います。
④ サービス実施情報の提供・周知	あさひあったか通信の発行をとおして、地域での取組み紹介や暮らしに役立つ情報の掲載、講座の案内や報告を行ないます。

(2) 地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業

「要援護者名簿にかかる同意確認・名簿の整備、地域団体等への情報提供」「見守り支援ネットワークによる孤立世帯等への専門的対応」「認知症高齢者等の行方不明時の早期発見」の3つの機能について一体的に実施することにより、地域で把握した要援護者を適切な支援や見守りにつなぎ、地域での見守り活動の推進に向け取組みます。

① 要援護者名簿にかかる同意確認・名簿の提供	行政による要援護者名簿の個別郵送による同意確認を行います。また、同意のあった方々の名簿整理及び地域団体等への名簿の提供を行い、地域での見守り活動につなげます。
② 孤立世帯への専門的対応	孤立世帯への戸別訪問を実施し、地域の見守りや福祉サービスの利用など、関係機関につなげます。ケース会議を適宜開催し、個別の福祉課題について検討します。
③ 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見	認知症高齢者等の行方不明時、氏名や身体的特徴等の情報を、関係機関・団体等協力者にメール配信し、早期発見につなげます。認知症に対する理解を深め、対象者への声かけの方法を学ぶなど「認知症の方への声かけ体験」を実施します。
<p>(3) あさひ育み学び舎事業</p> <p>経済的な要因等による生活環境の問題により、学習環境や生活習慣が十分でないために、進学や就職を含む自身の将来像を描くことが困難となっている中学生・高校生に対し、安心できる環境（居場所）において知識や教養、生活力を身につけ、自らの選択によって進学や希望する職業に就くことができるように相談事業および学習支援・生活自立支援を行い、中学生・高校生の自尊心を醸成、社会的自立の促進、貧困の連鎖の防止につなげます。</p>	
<p>(4) 旭区子育てサービス利用者支援事業</p> <p>一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子どもおよびその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行います。</p> <p>健診時や子育てサロン・イベント開催時には、現地に出向き、情報提供や相談支援を行うなど、アウトリーチの取組みを強化します。</p> <p>また、LINEにより、子育て支援にかかる様々な情報をタイムリーに発信していきます。</p>	
<p>(5) 旭区子育て見守り事業</p> <p>子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、未就学児家庭への家庭訪問（アウトリーチ）による支援を行います。また、旭区子育てサービス利用者支援事業と連携し、相談支援の強化を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育て支援等の相談支援</li> <li>・関連会議への参加</li> <li>・見守り活動への後方支援</li> </ul>	
<p>(6) 生活福祉資金貸付事業</p> <p>低所得者、障がい者または高齢者の世帯を対象に、資金の貸付と民生委員による必要な生活支援を行うことにより、経済的自立および生活意欲の助長促進ならびに在宅福祉および社会参加の促進を図り、安定した生活を送れるよう実施します。また厚生労働省の決定に応じてコロナ特例貸付も実施します。</p>	
<p>(7) 日常生活自立支援（あんしんさぽーと）事業</p> <p>在宅や社会福祉施設で生活している認知症や知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方を対象に、本人との契約に基づき福祉サービスなどの利用援助や日常的な金銭管理など、利用者が安定した生活を送れるよう支援を行います。</p>	
<p>(8) 子ども・子育てプラザ</p> <p>在宅において子育てを行っている家庭や地域の子育て活動を支援するため、さまざまな情報の収集や提供をはじめ、地域の子育てサロンやサークル等を積極的に支援し、他の子育て支援関係機関と協力し、地域コミュニティーの形成と地域ネットワーク体制の強化に取り組みます。また、講座・イベントの開催、乳幼児とその保護者が自由に遊べる場所の提供等を行います。</p>	
① 大阪市子育て活動支援事業	<p>次代を担う子どもの健やかな育成を図り、家庭や地域の子育て力を高めるため、在宅で子育てを行っている家庭や、地域の子育て活動を支援するとともに、乳幼児期の親や子育て支援関係者、就学期の子どもたちが集い交流する機会を提供し、地域福祉活動の推進を図ります。</p> <p>ア 子育て情報の収集・管理・提供</p> <p>子育てに関する様々な情報発信を行い、ホームページ上でイベントや講座等の申込みができるよう利用しやすい独自のホームページを開設します。</p> <p>また、SNSなどから情報発信が行えるよう検討します。</p>

<p>① 大阪市子育て活動支援事業</p>	<p>イ 地域の自主的な子育て活動の支援 子育てに関する連続講座を開催し、グループ活動へとつながるよう支援します。また、既存の子育てに関するグループについても活動継続に向け支援します。</p> <p>ウ 子育て中の親子の支援 利用者のニーズ把握を行うため、アンケート調査やヒアリングを実施し、事業運営に反映させていきます。</p> <p>エ 児童健全育成事業 児童のニーズにや応じた行事や遊び、学びの場を提供します。また、こどもボランティアの育成に取り組みます。</p> <p>オ 世代間交流事業 「しょうぶ大学OBの会」や老人福祉センターと連携し、クッキングや卓球教室などのイベント等を通じて世代間交流を図ります。</p> <p>カ 地域関連事業 各子育てサロン等において「出張イベント」や「出前講座」を行うなど、運営支援を行います。また、小学校やこども食堂、公園などでミニイベント等を行いプラザ事業の周知を図るとともに、利用を促していきます。</p>
<p>② 大阪市つどいの広場事業 (大阪市地域子育て支援拠点事業)</p>	<p>主に乳幼児（0～3歳）を持つ親とその子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合い、交流できる場所の提供や、ボランティア活動を活用し育児相談などを行う場を身近な地域に設置することにより、子育て中の親子への子育てへの負担感の緩和を図り、安心して子育て・子育てできる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図り、子育て家庭の親とその子どもの健やかな育ちを支援します。</p>
<p>③ ファミリー・サポート・センター事業</p>	<p>会員による子育ての相互援助（子育てを援助してほしい方と子育てを援助できる方をコーディネート）により、地域で子育てを支え合うしくみをサポートをしています。支部業務は区内での会員募集・登録および相互援助活動の調整にかかる事務、本部（大阪市立男女共同参画センター子育て活動支援館内）・近隣支部・関係機関との連絡調整、区内広報活動、会員研修などを行います。また、クレオ大阪子育て館と連携し、「提供会員養成講座」を開催します。</p>
<p>4 その他</p>	
<p>(1) 旭区地域振興会事務局</p>	<p>ア 大阪市地域振興会事務局との連絡調整</p> <p>イ 旭区地域振興会および各連合町会の町会長名簿の保管</p> <p>ウ 日本赤十字社大阪府支部との連絡調整</p> <p>エ 日本赤十字社会費募集の受付業務</p> <p>オ 市民共済協同組合事務局との連絡調整</p>
<p>(2) 旭地区募金会事務局</p>	<p>ア 大阪府共同募金会との連絡調整</p> <p>イ 赤い羽根共同募金活動運動の取組み</p> <p>ウ 募金の送金および取次ぎ事務</p>

※全事業について、必要に応じたコロナ感染予防対策をおこない実施します。